

- 問1 戦国時代の社会的な特徴の一つである「下剋上」という現象について、その内容を正しく説明しているものはどれですか。 (2018年 鹿児島県公立入試 類似)
- | | | | |
|--|-------------------------------------|--------------------------------------|------------------------------------|
| 1. 実力のある者が、それまで自分より上の身分であった者の地位を奪い取ること | 2. 武士が自分の土地を直接支配するために、公家に土地を返還させること | 3. 天皇を中心とした政治体制を復活させるために、幕府を倒そうとすること | 4. 農民や地侍が団結して、領主に対して年貢の減免などを要求すること |
|--|-------------------------------------|--------------------------------------|------------------------------------|
- 問2 日本に鉄砲が伝来した16世紀半ばの世界情勢について説明した文として、最も適切なものを次の中から選びなさい。 (2019年 大分県公立入試 類似)
- | | | | |
|---|---|-------------------------------------|------------------------------------|
| 1. ドイツのルターが、ローマ教皇や教会の権威を否定し宗教改革を開始していた。 | 2. チンギス・ハンがモンゴル帝国を建国し、ユーラシア大陸の広範囲を支配していた。 | 3. ムハンマドがイスラム教を創始し、アラビア半島の統一を進めていた。 | 4. アメリカでリンカーンが大統領に就任し、南北戦争が勃発していた。 |
|---|---|-------------------------------------|------------------------------------|
- 問3 戦国時代の九州において、ポルトガルやスペインとの南蛮貿易の利益を得ることを目的の一つとして、みずからキリスト教に入信し、宣教師を保護した大名を総称して何と呼びますか。 (2025年 京都府公立入試 類似)
- | | | | |
|------------|-------|---------|---------|
| 1. キリシタン大名 | 2. 寄親 | 3. 守護大名 | 4. 戦国大名 |
|------------|-------|---------|---------|
- 問4 武田信玄が定めた法の中に、「喧嘩をした者は、いかなる理由によるものであっても、双方ともに処罰する」という、いわゆる『喧嘩両成敗』の規定が見られる。戦国大名がこのような厳しい規定を設けた主な目的として、最も適切なものはどれか。 (2021年 沖縄県公立入試 類似)
- | | | | |
|---|---|--|--|
| 1. 朝廷から与えられた守護としての権限を、隣国の領主に対しても示すことで領土を拡大するため。 | 2. 家臣同士が私的な武力行使することを禁じ、大名の裁判権を確立して領国内の紛争を鎮めるため。 | 3. キリスト教の博愛の精神を取り入れることで、家臣同士の平穏な共同体をつくるため。 | 4. 農村における生産性を向上させるために、武士が農業に専念できる環境を整えるため。 |
|---|---|--|--|
- 問5 ヨーロッパからアジアへ向かう海上航路において、アフリカ大陸の南端に位置し、中継地点として重要な役割を果たした場所の名称として正しいものはどれですか。 (2020年 新潟県公立入試 類似)
- | | | | |
|----------|----------|-----------|--------|
| 1. パナマ運河 | 2. スエズ運河 | 3. マゼラン海峡 | 4. 喜望峯 |
|----------|----------|-----------|--------|
- 問6 応仁の乱ののち、実力で領地を広げた戦国大名が、自らの領国内を統治し、家臣や民衆を支配するために独自に制定した法律を何といいますか。 (2023年 静岡県公立入試 類似)
- | | | | |
|----------|----------|---------|--------|
| 1. 武家諸法度 | 2. 御成敗式目 | 3. 建武式目 | 4. 分国法 |
|----------|----------|---------|--------|
- 問7 戦国大名が領国内の武士や民衆を統制するために定めた「分国法（分国章程）」に関連する記述として最も適切なものはどれですか。なお、法の中には家臣同士の私的な争いを禁じる「喧嘩両成敗」などの規定が含まれているものとします。 (2018年 秋田県公立入試 類似)
- | | | | |
|---|---|--|--|
| 1. 農民が団結して一揆を起こすことを推奨し、幕府の権威を完全に否定するために制定された。 | 2. 朝廷から与えられた公家法をそのまま適用し、京都の文化を地方に広めるために制定された。 | 3. 家臣たちが実力で主君をしのぐ下剋上の動きを抑え、領内の秩序を維持するために制定された。 | 4. 全国の戦国大名が共通のルールを持つことで、大名間の和平を促進するために制定された。 |
|---|---|--|--|
- 問8 戦国大名が制定した「分国法」の内容や目的について述べた文として、最も適切なものはどれですか。 (2023年 山口県公立入試 類似)
- | | | | |
|--------------------------------------|---|--|--|
| 1. 明治政府が近代的な国家を樹立するために、国民の権利と義務を定めた。 | 2. 領国を独自に統治するため、家臣同士の喧嘩を両者とも処罰する規定などを盛り込んだ。 | 3. 鎌倉幕府が御家人同士の土地争いを公平に裁判するために、源頼朝以来の先例をまとめた。 | 4. 江戸幕府が全国の大名を統制するために、城の修理を制限することなどを目的とした。 |
|--------------------------------------|---|--|--|
- 問9 「朝倉孝景条々」や「甲州法度次第」といった分国法の中に見られる、戦国大名による統治の具体的な特徴として正しいものを一つ選びなさい。 (2023年 福井県公立入試 類似)
- | | | | |
|---|---|--------------------------------------|---|
| 1. 家柄に関わらず有能な人材を登用するルールや、許可なく城を構えることを禁止する規定を設けた | 2. 将軍の許可なく大名同士が婚姻を結ぶことを禁じ、参勤交代の義務を明文化した | 3. すべての土地と人民は天皇に帰属するという公地公民の原則を再確認した | 4. キリスト教を保護し、ヨーロッパとの自由貿易を領国内の全ての商人に奨励した |
|---|---|--------------------------------------|---|
- 問10 戦国大名が自らの領国に「分国法」を制定した主な目的や歴史的背景の説明として、最も適切なものはどれですか。 (2026年 岩手県公立入試 類似)
- | | | | |
|---|---|--|---|
| 1. 朝廷の許可を得て、幕府の承諾なく独自に隣国の領地へ侵攻できる権利を確保するため。 | 2. 家臣が主君に打ち勝つ下剋上の風潮の中で、家臣の行動を取りしめり領国支配を固めるため。 | 3. 室町幕府の将軍の権威を高めるために、全国の守護大名に共通の規律を守らせるため。 | 4. 外国からの侵略に備えるために、全国の武士を一元的に組織化して国防を強化するため。 |
|---|---|--|---|
- 問11 室町時代後期から戦国時代にかけて、幕府の権威が衰える中で、各地の戦国大名が自分の領国内を統治し、家臣団を統制するために独自に制定した法律の総称を何といいますか。 (2023年 山口県公立入試 類似)
- | | | | |
|----------|--------|----------|-----------|
| 1. 御成敗式目 | 2. 分国法 | 3. 武家諸法度 | 4. 公事方御定書 |
|----------|--------|----------|-----------|
- 問12 戦国時代の堺において、自治的な運営を支えた商人の経済力や、当時の文化的な背景を説明した文として最も適切なものはどれですか。 (2023年 滋賀県公立入試 類似)
- | | | | |
|---|---|---|--|
| 1. 朝廷からの特権を得た公家たちが、伝統的な和歌や蹴鞠の文化を町衆に広めた。 | 2. キリスト教の布教を認める代わりに、南蛮貿易を独占してヨーロッパの文化のみを追求した。 | 3. 会合衆と呼ばれる商人たちが町を治め、鉄砲の製造技術を取り入れることで軍事的・経済的地位を高めた。 | 4. 勘合貿易の独占によって得た利益を背景に、幕府の役人が直接町を支配した。 |
|---|---|---|--|
- 問13 戦国時代において、武田氏や今川氏などの戦国大名が、自らの領国内を統治し、家臣や民衆を直接支配するために独自に制定した法律を何といいますか。 (2021年 京都府公立入試 類似)
- | | | | |
|----------|--------|----------|----------|
| 1. 武家諸法度 | 2. 分国法 | 3. 公家諸法度 | 4. 御成敗式目 |
|----------|--------|----------|----------|

答え合わせ・解説

問1	答え 1 実力のある者が、それまで自分より上の身分であった者の地位を奪い取ること	下剋上は、中世から近世へと社会が激変する過程で現れた「実力主義」を象徴する動きです。それまでの家柄や伝統的な上下関係よりも、軍事力や経済力、政治的な手腕が重視されました。これによって、出自が低くても能力があれば一国の主（戦国大名）になれる道が開かれ、織田信長や豊臣秀吉のように、古い権威に縛られない新しい統治を行う勢力が登場する土壌となりました。
問2	答え 1 ドイツのルターが、ローマ教皇や教会の権威を否定し宗教改革を開始していた。	鉄砲が伝来した1543年は16世紀にあたります。この時期、ドイツではルターによる宗教改革が進んでいました。他の選択肢について、イスラム教の創始は7世紀、モンゴル帝国の建国は13世紀初頭、アメリカ南北戦争は19世紀の出来事であり、いずれも鉄砲伝来の時期とは重なりません。
問3	答え 1 キリシタン大名	九州や近畿地方の戦国大名の中には、貿易による経済的利益や、鉄砲・火薬などの軍事物資を入手するために宣教師を保護し、自らも洗礼を受ける者が現れました。このような大名はキリシタン大名と呼ばれ、代表的な人物に大友宗麟などがいます。
問4	答え 2 家臣同士が私的な武力行使をすることを禁じ、大名の裁判権を確立して領国内の紛争を鎮めるため。	中世の武士社会では、自らの権利を実力で行使する「自力救済」が一般的でしたが、これは領国内の混乱を招きました。戦国大名は喧嘩両成敗の原則を導入することで、家臣が勝手に争うことを禁じ、すべての紛争解決を大名の裁定に委ねさせることで、強力な領国支配を実現しようとしました。
問5	答え 4 喜望峰	アフリカ大陸の最南端付近にあるこの地点は、ポルトガルの航海者バルトロメウ・ディアスによって到達され、のちにバスコ・ダ・ガマがここを通過してインド洋へと入り、インドへの航路を確立しました。大航海時代におけるインド航路の象徴的な中継地点です。
問6	答え 4 分国法	室町時代の中期から後期にかけて、幕府の権威が衰え戦乱が全国に広がる中、各地に戦国大名が登場しました。彼らは土地の争いや家臣の統制、年貢の徴収などを円滑に行い、自分の領国を安定して支配するために独自の法律を定めました。鎌倉時代の「御成敗式目」や江戸時代の「武家諸法度」と混同しないよう注意が必要です。
問7	答え 3 家臣たちが実力で主君をしのぐ下剋上の動きを抑え、領内の秩序を維持するために制定された。	戦国大名は、実力至上主義による下剋上が自分の身に及ぶことを防ぐ必要がありました。そのため、家臣間の私闘を禁じ、大名の裁決に従わせることで領国支配を安定させようと分国法を制定しました。一揆はむしろ大名が警戒し、鎮圧すべき対象でした。
問8	答え 2 領国を独自に統治するため、家臣同士の喧嘩を両者とも処罰する規定などを盛り込んだ。	分国法には「喧嘩両成敗」の原則が多く取り入れられました。これは、家臣が勝手に武力で紛争を解決することを禁じ、大名が裁判権を握ることで領国内の平和を維持し、団結を強める狙いがありました。他の選択肢は、武家諸法度（江戸時代）、御成敗式目（鎌倉時代）、大日本帝国憲法などの説明です。
問9	答え 1 家柄に関わらず有能な人材を登用するルールや、許可なく城を構えることを禁止する規定を設けた	戦国大名は生き残りをかけて、実力主義による人材登用（朝倉孝景条々など）や、家臣が勝手に拠点を作って反乱するのを防ぐための城郭の制限を行いました。選択肢にある「婚姻の禁止や参勤交代」は江戸時代の武家諸法度の内容であり、「公地公民」は飛鳥時代の制度です。
問10	答え 2 家臣が主君に打ち勝つ下剋上の風潮の中で、家臣の行動を取りしめり領国支配を固めるため。	戦国時代には、家臣が主君に打ち勝つ「下剋上」の動きが社会全体に広がっていました。そのため戦国大名は、家臣の勝手な行動や争いを防いで取りしめり、自身の領国支配を安定させる目的で独自の分国法を定めました。
問11	答え 2 分国法	室町幕府の力が弱まり、実力で領地を支配する下剋上の世の中になると、戦国大名は幕府の法に頼らずに自らの領国を治める必要が生じました。そこで、領地内の秩序維持や家臣同士の私的な争いを禁じるために独自の法を定めました。武田氏の「甲州法度之次第」や今川氏の「今川仮名目録」などがその代表例です。
問12	答え 3 会合衆と呼ばれる商人たちが町を治め、鉄砲の製造技術を取り入れることで軍事的・経済的地位を高めた。	堺の商人は、自由な経済活動を守るために「会合衆」を結成して自治を行いました。彼らは伝来したばかりの鉄砲の製造に着目し、その技術を確立することで各地の戦国大名と取引を行い、強大な影響力を持ちました。また、こうした豊かな経済力を背景に千利休が「わび茶」を完成させるなど、独自の町衆文化を形成しました。
問13	答え 2 分国法	室町幕府の権威が衰退した戦国時代において、各地の戦国大名が自らの実力で領国を治めるために定めた独自の法を分国法（家法）と呼びます。これによって、大名は幕府の法に縛られることなく、独自のルールで領内を統制しました。